

廃棄物の処理施設の維持管理は次の通りとします。

(1) 囲い等

- ・ 部外者がみだりに当該施設内に立ち入るのを防止するため、当社高知工場の施設周辺に囲い・フェンス等を設置する。
- ・ 高知工場内への入場につき、正門に警備員を常駐させる。また、その他入場口の門扉の開閉は正門より行う。

(2) 表示等

- ・ 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき項目に変更が生じた場合には、速やかに書き換えその他必要な処置を講じる。
- ・ 立札等が破損した場合は直ちに補修する。

(3) 処理能力に見合った処理

- ・ 受け入れる廃棄物の種類及び量が当該設備の処理能力に見合った適性なものとなるよう、受け入れる際に計量を実施する。
- ・ 施設での廃棄物の処理は、当該施設の処理能力を超えないように実施する。

(4) 飛散の防止

- ・ 設備の周囲に囲い・フェンス等を設置するなど必要な措置を講じ、飛散を低減する。
- ・ 悪臭については、特に臭気があって密閉して扱うことが必要と判断した廃棄物については、有蓋車やシート掛け施した車両を用いたり、臭気が外部に漏出しない設備で扱う等の措置を実施する。

(5) 害虫等の発生防止

- ・ 廃棄物の処理施設においては、蚊および蠅等の害虫発生を防止するために、必要に応じ殺虫剤を撒布するなどの処置を講ずるとともに、施設内の清掃を保持する。

(6) 騒音の防止

- ・ 必要に応じサイレンサや防音材を施工すること等により騒音を低減する。

(7) 振動の防止

- ・ 十分な基礎重量を確保する。
- ・ 必要に応じ、防振ゴムを取り付ける。

(8) 粉塵の防止

- ・ 清掃車を運転するなど必要な措置を講じ、施設周辺の清掃を行い粉塵の発生を低減する。

(9) 排ガスの検査

- ・ セメント焼成炉の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
- ・ 大気汚染防止法に基づき排ガスの検査を定期的実施する。

(10) 火災の防止

消火器を設置し、常に管理を行い所定の能力を発揮できるよう点検設備を行う。

(11) 定期的な点検、機能検査

- ・ 施設の正常な機能を維持するために、定期的な施設点検を実施する。

(12) 記録および保存

- ・ 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存する。

(13) 異常事態の対応

処理施設で処理する廃棄物の飛散等の異常事態が発生した場合は、直ちに施設の運転を停止し、生活環境の保全上必要な措置を講じる。

(14) 事故の防止

常に事故を防止するための中央操作室からのプロセス監視、現場巡回監視等を実施する。

以上